

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案		
担当部局	国土交通省総合政策局海洋政策課 国土交通省海事局安全基準課 海上保安庁警備救難部環境防災課	電話番号: 03-5253-8962 電話番号: 03-5253-8962 電話番号: 03-3591-9819	e-mail: tanaka-y299@mlit.go.jp e-mail: nishi-t2iv@mlit.go.jp e-mail: hayama-y6g2p@kaiho.mlit.go.jp
評価実施時期	平成22年1月27日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>規制の目的 1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書附属書Ⅰ(油による汚染の防止のための規則)及び附属書Ⅵ(船舶による大気汚染の防止のための規則)の改正に対応するもの。</p> <p>規制の内容 Ⅰ. 一定の海域における一定の油の積載禁止の規定の新設 Ⅱ. 船舶間貨物油積替作業手引書の備置義務等の新設 Ⅲ. 船舶間貨物油積替を行う場合の事前通報義務の新設及び同積替えによる油の排出のおそれがある場合の海上保安庁長官による措置命令の新設 Ⅳ. 基準適合燃料油以外の燃料油を使用する船舶の船長に対する国土交通大臣への通報義務の新設 Ⅴ. 燃料油変更作業手引書の備置義務等の新設 Ⅵ. 揮発性物質放出防止措置手引書の備置義務の新設 Ⅶ. 窒素酸化物の放出規制対象となる原動機の追加 Ⅷ. 一定の船舶の船舶所有者に対するオゾン層破壊物質を含む設備の一覧表及びオゾン層破壊物質記録簿の備置義務の新設</p> <p>規制の必要性 ・船舶の航行においては、適切な規制を設けられない場合は、油の排出又は排出ガスの放出による海洋汚染等につながるおそれがある。(＝目標と現実のギャップ) ・海洋汚染等の防止のために、海洋汚染等防止法において船舶から油を排出してはならないこと、窒素酸化物の放出量に係る基準、硫黄酸化物の放出を抑制するための燃料油の基準等の規制を設けているところではあるが、これらの規制をより実効あらしめるため規制を設けることが必要である。(＝原因分析) ・このため、国際移動性を有する船舶による海洋汚染を防止するためには、国際条約の内容を担保し、我が国においても『油の積載禁止』、『手引書の備置義務』等の規制を行う必要がある。(＝課題の特定) ・よって、Ⅰ～Ⅷの規制を設けることが必要である。(＝規制の具体的内容)</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	Ⅰ. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第5条の3、Ⅱ. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第8条の2、Ⅲ. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第8条の3、Ⅳ. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の21、Ⅴ. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の21の2、Ⅵ. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の24の2、Ⅶ. 平成16年改正法附則第7条、Ⅷ. 平成16年改正法附則第9条	
想定される代替案	規制の内容については我が国において独自に条約と異なるものを設けることはできないため、規制を設けないこととするを代替案とする。		
規制の費用	費用の要素		代替案の場合
(遵守費用)	船舶間貨物油積替作業手引書、揮発性物質放出防止措置手引書は作成後検査を受検する必要があることから、それにかかる費用が必要。また、窒素酸化物の放出規制に対応するために、原動機の改造を行う場合は、当該改造に係る費用が必要。	なし	
(行政費用)	行政においては、体制強化等を行うことなく対応できるものであり、費用は生じない。	なし	
(その他の社会的費用)	なし	なし	

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>船舶からの油の排出を防止するため又は排出ガスの放出を抑制するための規制により、海洋汚染等の防止に資するものとなる。また、船舶間貨物油積替作業手引書、揮発性物質放出防止措置手引書を備え置くことにより、国際条約違反の状態となることを回避し、外国の港においてポートステートコントロールを受けた際に、是正命令等を発出され船舶の運航が阻害されるおそれなくなり、その場合の経済的損失を回避することができる。</p>	<p>船舶からの油の排出を防止するため又は排出ガスの放出を抑制するための規制を設けることができず、海洋汚染等につながるおそれがあり、さらに、我が国の船舶が国際条約違反の状態となることから、外国の港に入港し、ポートステートコントロールを受けた際に、是正命令等を発出されるおそれがあり、それにより船舶の運航が阻害される可能性がある。また、国際条約の適切な履行を行わないことにより、我が国の国際的プレゼンスが著しく低下することとなる。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>船舶間貨物油積替作業手引書、揮発性物質放出防止措置手引書は作成後検査を受検する必要があることから、それにかかる費用が必要であるが、その負担は特に大きな負担とはならないと考えられる。</p> <p>また、原動機の改造を行う場合についても、義務付けにあたり国際条約に基づいて、費用を考慮した審査がなされることとなっており、過大な負担を課すものとはなっていない。</p> <p>一方、船舶からの油の排出を防止するため又は排出ガスの放出を抑制するための規制により、海洋汚染等の防止に資するものとなる。また、これらの手引書を備え置くことにより、国際条約違反の状態となることを回避し、外国の港においてポートステートコントロールを受けた際に、是正命令等を発出され船舶の運航が阻害されるおそれなくなり、その場合の経済的損失を回避することができる。</p> <p>このため、規制による便益は規制による費用を大きく上回ると言えることから、当該規制案は規制をしないという代替案よりも優れていると言える。</p>	
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>なし</p>	
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>船舶による海洋汚染等の防止のための規制については、国際会議で議論され、国際条約として反映されるものであり、規制の効果は我が国のみで検証することは不可能であるが、国際的動向等を踏まえて必要に応じて検討を行う。</p>	
<p>備考</p>		